

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第32期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社 ヤマダ電機
【英訳名】	YAMADA DENKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 一宮 忠男
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	027(345)8181(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部副本部長 坂入 義弘
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	027(345)8181(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管財本部副本部長 坂入 義弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第31期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	424,652	1,767,818
経常利益(百万円)	9,911	81,652
四半期(当期)純利益(百万円)	4,512	49,174
純資産額(百万円)	327,416	326,937
総資産額(百万円)	830,103	750,213
1株当たり純資産額(円)	3,449.67	3,443.63
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	48.03	511.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	47.90	509.90
自己資本比率(%)	39.0	43.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	37,191	26,934
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	25,958	123,305
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	46,625	120,569
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	48,574	65,029
従業員数(人)	11,473	10,102

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	11,473 (8,562)
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数は、前連結会計年度末に比べて1,371名増加しておりますが、業務拡張に伴う、定期採用及び中途採用等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	9,323 (7,093)
---------	---------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数は前期末に比べて1,360名増加しておりますが、業務拡張に伴う、定期採用及び中途採用等によるものであります。

第2【事業の状況】

1【仕入・販売の状況】

(1)仕入実績

事業部門	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	仕入高(百万円)	構成比(%)
家電		
カラーテレビ	67,393	17.5
ビデオ・DVD	23,031	5.9
オーディオ	10,915	2.8
冷蔵庫	20,255	5.2
洗濯機	14,790	3.8
調理家電	11,895	3.1
エアコン	29,459	7.6
その他の冷暖房器具	2,256	0.6
その他	51,130	13.1
小計	231,127	59.6
情報家電		
パソコン	49,153	12.6
パソコン周辺機器	31,736	8.2
パソコンソフト	2,679	0.7
電話機・ファックス	2,200	0.6
その他	38,708	9.9
小計	124,479	32.0
非家電		
AVソフト・書籍	21,871	5.6
その他	10,766	2.8
小計	32,638	8.4
合計	388,245	100.0

(注) 1. 家電の「その他」は、照明、理美容、テープ等、情報家電の「その他」は、携帯電話・インク等、非家電の「その他」は、貴金属・洋品雑貨等であります。

2. 上記金額は消費税等を含んでおりません。

(2) 販売実績
事業部門別売上高

事業部門	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	売上高(百万円)	構成比(%)
家電		
カラーテレビ	70,564	16.6
ビデオ・DVD	25,447	6.0
オーディオ	12,843	3.0
冷蔵庫	23,021	5.4
洗濯機	16,673	3.9
調理家電	14,389	3.4
エアコン	26,967	6.4
その他冷暖房器具	1,323	0.3
その他	68,200	16.1
小計	259,432	61.1
情報家電		
パソコン	49,956	11.8
パソコン周辺機器	34,558	8.1
パソコンソフト	3,065	0.7
電話機・ファックス	2,799	0.7
その他	35,205	8.3
小計	125,585	29.6
非家電		
AVソフト・書籍	30,089	7.1
その他	9,544	2.2
小計	39,634	9.3
合計	424,652	100.0

- (注) 1. 家電の「その他」は、照明、理美容、テープ等、情報家電の「その他」は、携帯電話・インク等、非家電の「その他」は、貴金属・洋品雑貨等であります。
2. 上記金額は消費税等を含んでおりません。

単位当たり売上高

項目	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高(百万円)	424,652
売場面積(期中平均)(㎡)	1,462,914
1㎡当たり売上高(千円)	290
従業員数(期中平均)(人)	19,310
1人当たり売上高(百万円)	22

(注) 1. 売場面積は、旧大店法に基づく店舗面積を記載しております。

2. 上記金額は消費税等を含んでおりません。

3. 従業員数は臨時雇用者数を含めております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第1四半期（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混迷など、世界経済の減速が鮮明になる中、円高、原油価格や原材料価格の高騰、半年以上にもおよび消費者心理の冷え込み等により生活防衛の動きも出始め、消費環境は厳しい状況で推移、景気減速が顕著となってきました。

当家電業界においても競争の激化、消費心理の冷え込み等により市場全体としては厳しい状況で推移しました。

商品的には、大型薄型テレビ（液晶・プラズマ）、D Dレコーダーなどの映像関連商品が引き続き好調に推移し、国をあげての地球環境問題への取組みによる国民意識の高まりから、それに関連した白物を中心とした省エネ家電の普及が進み、堅調に推移しました。一方で、パソコン本体及びパソコン関連商品が苦戦しました。

こうした状況の中、当社グループでは、経営スローガンに「感謝と信頼」で原点回帰・改善提案推進元年を掲げ、社員教育強化とお客様満足の向上、都市型大型店L A B Iの開発推進、既存店の活性化、F C展開による小商圏地域密着型店舗の展開、省エネ家電の普及推進、C S R活動の取り組み強化等のテーマに取組んでまいりました。その中でも、C S R取組の4つの柱として「コンプライアンスの徹底」「労働問題」「環境問題」「C S 向上」を掲げ、C S R委員会の週次開催、各種勉強会の開催、四半期に一度の外部有識者を交えたC S R有識者懇談会、次世代認定マーク（くるみん）の取得、時間外勤務の削減、社員教育強化によるお客様満足の向上、グリーン電力の使用、大規模被災地への救援金募金等、様々な面で取組を強化し、これまでの活動をまとめた2008年C S Rレポートを公開しました。

営業面では、期初よりお客様のお得感を全面に打ち出した積極的なポイント販促を先行して実施し顧客の固定化・来店促進を図りました。また、当社カテゴリブランドである「エレンタ」の大型店への導入、G M S商品の一部導入による生活密着型店舗の展開、社内研修制度充実のによるC S 向上など、お客様の多様化・複雑化するさまざまなニーズにお応えすべく取組んでまいりました。

店舗展開では、L A B I津田沼店など都市型店舗L A B Iを3店舗開設、テックランド枚方店など郊外型テックランドを9店舗開設し、テックランド高崎本店家電館・P C館の2館をS & Bのため閉鎖、テックランド高松春日店、テックランド金沢本店を増床しました。その結果、当第1四半期末の店舗数は、512店舗（直営店362店舗、連結子会社150店舗）となっております（非連結子会社・F C含むグループ店舗数総計は1,158店舗）。

以上の結果、当第1四半期の売上高は4,246億52百万円、営業利益66億60百万円、経常利益99億11百万円、四半期当期純利益45億12百万円となりました。

（2）財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産の部は8,301億3百万円となり、前連結会計年度末に比べ798億89百万円増加しました。これは主に商品が696億97百万円増加、有形固定資産が162億4百万円増加したことによるものであります。

負債の部は5,026億86百万円となり、前連結会計年度末に比べ794億10百万円増加しました。これは主に未払法人税等が135億10百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が459億60百万円増加、短期借入金が540億66百万円増加したことによるものであります。

純資産の部は3,274億16百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億79百万円増加しました。これは主にその他有価証券評価差額金が8億44百万円減少したものの、利益剰余金が14億12百万円増加したことによるものであります。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、485億74百万円（前連結会計年度末比25.3%減）となりました。当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は371億91百万円となりました。これは主に仕入債務が459億60百万円増加したものの、棚卸資産及び売上債権がそれぞれ699億42百万円、158億75百万円増加したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は259億58百万円となりました。これは主に新規出店に伴う有形固定資産の取得による減少198億60百万円と差入保証金の差入による減少43億93百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は466億25百万円となりました。これは主に借入金の増減に伴う資金の増加が496億29百万円となったことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当業界を取り巻く環境は、先行き不透明な景気の中、引続き厳しい経営環境・競争環境が続くものと予想されます。今後もナショナルチェーンとしてのシェア拡大に向け、出店地域及び売り場面積の拡大を積極的に図っていきます。出店地域での既存各社との競争環境は厳しく、また、出店店舗数の増加、並びに売り場面積及び出店地域の拡大に伴う設備費、人件費等の経費の増加が見込まれます。

当社グループの新規出店先の選定に関しましては、賃借料、差入保証金等の出店条件、競合状況、商圈人口等を総合的に勘案の上、慎重に決定しておりますが、物件の手当てが進まず、出店計画の変更、延期等が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼすこともあります。

こうした状況の中、当グループは、従来から多店舗展開を行う企業の永遠のテーマとして「人材教育」を最重点課題として継続して取り組んでおります。今期も引き続き、研修施設「礎生塾」を活用した集合教育、現場でのOJT教育、テレビ電話などを使用した教育・勉強会、社内資格制度などを駆使し、組織的・体系的に社員のスキル向上に取り組み、顧客の固定化、売上高増加、利益増加につなげて参ります。より多くのお客様に満足していただく為に、CS情報の一元管理、社員教育の充実を引き続き進めて参ります。

CSR活動においては、継続して取り組みのための4つの柱として「コンプライアンスの徹底」「労働問題」「環境問題」「CS向上」を掲げ取組強化を図ります。

店舗戦略では、都市型大型店L A B Iの開発推進、既存店の活性化(中核都市コア店舗の品揃え強化・S & B・改装・増床、小商圈生活密着型店舗の展開)、F C展開による小商圈地域密着型店舗の展開をグループ全体で行い、サービスソリューション的な全国店舗間ネットワークの構築と強化を図ります。

ご好評いただいておりますポイント還元制度も、お客様の更なる利便性の向上の為に各社とポイント提携を行なっております。今後も、ケイタイd eポイント、ヤマダL A B Iカード、ケイタイd eクレジット、来店ポイントマシン、ポイントカタログ等、お客様の利便性のために各種コンテンツの充実、システム改善に取り組みポイント会員の利便性の向上と固定化を図ります。

従来からの経営戦略会議のテーマの進捗管理の徹底、各コストセンター部門の進捗管理の徹底を行い、コンテンツビジネス、サービスソリューションの拡大に注力し、今後、複雑化、多様化するお客様のニーズに合わせたサービスの提供を含めたお客様に真に喜ばれる各種サービスの充実を図り、他社との差別化に取り組みます。

これらの戦略により、シェアの拡大、粗利益率の改善、商品回転数の改善を進め、財務体質の強化を行い企業力の強化を図ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,393,088	96,393,922	東京証券取引所 (市場第一部)	-
計	96,393,088	96,393,922	-	-

(注)「提出日現在」の欄の発行数には、平成20年8月1日以降提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成14年7月29日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	926
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	各社債権者が行使請求のため提出した本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数
新株予約権の行使時の払込金額	本社債の発行価額と同額
新株予約権の行使期間	平成14年9月2日～ 平成21年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,595.00 資本組入額 1,798
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することはできない。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(百万円)	926

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	70,000

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,962,962株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	14,175円
新株予約権の行使期間(注)3	平成20年3月28日～ 平成25年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 14,175.00 資本組入額 7,088
新株予約権の行使の条件	平成24年9月28日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項(注)5	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,326

(注)1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注)2記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. 各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

本新株予約権の行使時の払込金額(以下転換価額といいますが)は、14,175円とします。ただし、当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行したまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2013年3月14日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできません。上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

5. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

6. 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予

約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、() その時点で適用のある法律上実行可能であり、() そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、() 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日(会社分割、株式移転または株式交換の場合は、当該会社分割、株式移転または株式交換の効力発生日から14日以内)において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

上記の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

上記の定めに従って本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数(個)	80,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	5,798,361株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,797円
新株予約権の行使期間(注)3	平成20年3月28日～ 平成27年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 13,797.00 資本組入額 6,899
新株予約権の行使の条件	平成26年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項(注)5	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	80,000

(注)1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注)2記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. 各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

本新株予約権の行使時の払込金額(以下転換価額といいます。)は、13,797円とします。ただし、当社が時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行したまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2015年3月14日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできません。上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。

5. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

6. 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日（会社分割、株式移転または株式交換の場合は、当該会社分割、株式移転または株式交換の効力発生日から14日以内）において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

上記の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。

()合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

()上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

上記の定めに従って本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 ~平成20年6月30日	1,946	96,393,088	3	70,598	3	70,517

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成20年7月1日から平成20年8月14日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が834株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円、1百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書等の写しの送付等がなく、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等） （注）1	普通株式2,438,490	-	-
完全議決権株式（その他） （注）2	普通株式93,950,580	9,395,058	-
単元未満株式	普通株式2,072	-	1単元（10株）未満の株式
発行済株式総数	96,391,142	-	-
総株主の議決権	-	9,395,058	-

（注）1．「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が17,580株（議決権1,758個）含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番地1号	2,438,490	-	2,438,490	2.53
計	-	2,438,490	-	2,438,490	2.53

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	9,270	9,550	8,820
最低（円）	8,100	7,490	7,410

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部のものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出までの役員の異動は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	辞任年月日
監査役	-	中村 淳二	平成20年7月14日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,950	66,195
受取手形及び売掛金	50,631	34,755
商品	262,040	192,343
製品	516	609
原材料	869	531
仕掛品	21	21
その他	39,246	48,535
貸倒引当金	114	98
流動資産合計	403,161	342,894
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 141,565	1 136,750
土地	102,096	99,364
その他(純額)	1 35,759	1 27,103
有形固定資産合計	279,422	263,218
無形固定資産		
無形固定資産合計	4,000	3,860
投資その他の資産		
差入保証金	106,380	104,491
その他	37,416	36,018
貸倒引当金	277	269
投資その他の資産合計	143,519	140,240
固定資産合計	426,941	407,319
資産合計	830,103	750,213
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	136,628	90,668
短期借入金	79,239	25,172
未払法人税等	4,026	17,537
引当金	10,911	9,991
その他	34,347	38,126
流動負債合計	265,153	181,496
固定負債		
社債	151,252	151,277
長期借入金	62,182	66,619
引当金	13,395	12,954
その他	2 10,702	2 10,928
固定負債合計	237,532	241,779

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債合計	502,686	423,276
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,598	70,595
資本剰余金	70,517	70,513
利益剰余金	206,277	204,864
自己株式	23,044	23,043
株主資本合計	324,349	322,930
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	236	608
評価・換算差額等合計	236	608
少数株主持分	3,303	3,398
純資産合計	327,416	326,937
負債純資産合計	830,103	750,213

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 2 0 年 4 月 1 日 至 平成 2 0 年 6 月 3 0 日)
売上高	424,652
売上原価	322,950
売上総利益	101,702
販売費及び一般管理費	95,041
営業利益	6,660
営業外収益	
仕入割引	2,104
その他	1,612
営業外収益合計	3,717
営業外費用	
支払利息	409
その他	57
営業外費用合計	466
経常利益	9,911
特別利益	
保険解約返戻金	30
その他	5
特別利益合計	35
特別損失	
固定資産処分損	127
有価証券評価損	84
その他	80
特別損失合計	291
税金等調整前四半期純利益	9,655
法人税、住民税及び事業税	3,756
過年度法人税等	891
法人税等調整額	586
法人税等合計	5,233
少数株主損失 ()	91
四半期純利益	4,512

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	9,655
減価償却費	3,478
のれん償却額	246
退職給付引当金の増減額(は減少)	239
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	42
賞与引当金の増減額(は減少)	1,002
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,005
貸倒引当金の増減額(は減少)	23
受取利息及び受取配当金	396
支払利息	409
売上債権の増減額(は増加)	15,875
たな卸資産の増減額(は増加)	69,942
仕入債務の増減額(は減少)	45,960
その他	6,690
小計	19,042
利息及び配当金の受取額	231
利息の支払額	486
法人税等の支払額	17,894
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,191
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	19,860
投資有価証券の取得による支出	1,401
投資有価証券の売却による収入	1
貸付けによる支出	1,221
貸付金の回収による収入	27
差入保証金の差入による支出	4,393
差入保証金の回収による収入	1,624
その他	734
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,958
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	95,748
短期借入金の返済による支出	42,857
長期借入れによる収入	2,300
長期借入金の返済による支出	5,561
自己株式の取得による支出	0
配当金の支払額	3,000
少数株主への配当金の支払額	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	69

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

現金及び現金同等物の増減額（は減少）	16,454
現金及び現金同等物の期首残高	65,029
現金及び現金同等物の四半期末残高	48,574

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>棚卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことによる原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、78,641百万円であります。</p> <p>2.負ののれん2,214百万円が含まれております。</p> <p>3.偶発債務</p> <p>(1) 信販会社に対する売掛金6,779百万円を債権譲渡しております。</p> <p>(2) 一部の連結子会社が賃借している店舗の土地所有者に対して有する店舗建設協力金の返還請求権の譲渡に伴い減少した建設協力金は、4,173百万円であります。なお、土地所有者の店舗建設協力金の返還に支障が生じた場合等の信用補完措置として、譲渡した当該建設協力金を買取る場合があります。当連結会計期間末における当該譲渡した建設協力金の未償還残高は1,327百万円であります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、74,394百万円であります。</p> <p>2.負ののれん2,461百万円が含まれております。</p> <p>3.偶発債務</p> <p>(1) 信販会社に対する売掛金18,420百万円を債権譲渡しております。</p> <p>(2) 一部の連結子会社が賃借している店舗の土地所有者に対して有する店舗建設協力金の返還請求権の譲渡に伴い減少した建設協力金は、4,173百万円であります。なお、土地所有者の店舗建設協力金の返還に支障が生じた場合等の信用補完措置として、譲渡した当該建設協力金を買取る場合があります。当連結会計期間末における当該譲渡した建設協力金の未償還残高は1,639百万円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	7,383百万円
給与手当	18,455百万円
賞与引当金繰入額	1,672百万円
退職給付費用	359百万円
賃借料	11,242百万円
減価償却費	3,462百万円
ポイント販促費	31,156百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の第1四半期末残高と第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	49,950
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,375
現金及び現金同等物	48,574

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	96,393,088

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,438,519

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,100	利益剰余金	33	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当連結グループは、家電・情報家電等を販売する小売業を主たる事業として行っております。

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める上記事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当連結グループは、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当連結グループは、海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末に比べて有価証券の四半期連結貸借対照表計上額について著しい変動は認められません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末に比べてデリバティブ取引について著しい変動は認められません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)		前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	3,449.67円	1 株当たり純資産額	3,443.63円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	48.03円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	47.90円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり
であります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (百万円)	4,512
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	4,512
期中平均株式数 (千株)	93,954
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (百万円)	-
普通株式増加数 (千株)	258
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式及び条件付発行可能株式で、前連結会計年度末か ら重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度末に比べてリース取引残高に著しい変動は認められません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社ヤマダ電機

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 厚 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平田 稔 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森田 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマダ電機の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。